

建築行政 DX の方向性

【本市の建築行政に関するデジタル化の現状と課題】

- ・建築物の確認申請に関する情報が、紙や複数の電子台帳で管理されており、建築計画概要書の閲覧や確認申請台帳の記載事項証明書の発行事務が煩雑となっている。
- ・電子確認申請の物理的環境は整っているが、確認申請に関するデータの一元化がされていないため、運用には至っていない。
- ・建築基準法上の道路種別について、公開型 GIS にて随時更新している状況である。
- ・上記以外の手続き（長期優良住宅・建設リサイクル法の届出、開発許可等）については、手続きのオンライン化環境が整っていない状況である。

【建築確認に関する手続きの現状と目指す姿】

- ・確認申請に関する情報の閲覧、申請及び指定確認検査機関からの報告について、現状と目指す姿を下図に示す。
- ・確認申請の情報が複数の媒体で管理されているため、建築確認台帳の一元管理を目指していく。
 - ・本業務（R8 年度）の業務範囲は、「（1）閲覧」に関するものであり、対象建築物は社会資本整備総合交付金（住宅・建築物アスベスト改修事業）の交付対象となるもののみとする。
 - ・本業務において電子化できなかった確認申請情報は、令和 9 年度以降に行うものとし、国の交付金等を活用して、財政負担の軽減・平準化を図りながら、電子化を進めるものとする。
- ・指定確認検査機関からの確認審査報告について、愛知県内で電子化の運用を統一する動きがあり、令和 10 年度よりオンラインで受付開始する予定である。（確認申請についても、令和 10 年度より電子受付開始予定）

	現状	目指す姿
(1) 閲覧	<p>（確認台帳・概要書のデータ管理状況）</p> <p>【主な窓口業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築計画概要書の閲覧及び写しの交付、確認申請台帳の記載事項証明の交付業務を窓口にて行っている。なお、建築計画概要書の写しを交付する場合は、情報公開条例に基づき公文書公開請求の手続き後に写しを交付するため、即日発行ではなく庁内事務処理（数日間）後に交付している。 （R7 年度窓口業務実績） ・公文書公開請求：約 300 件（対応時間目安：約 30 分/1 件） ・概要書閲覧：約 500 件（対応時間目安：約 20 分/1 件） <p>※上記件数は申請件数であるため、申請者が複数求めた場合は、その件数分の対応時間を要している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認申請台帳の記載事項証明：約 1,800 件（対応時間目安：約 20 分/1 件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認台帳を一元管理による電子化（共用 DB） ・建築計画概要書を全て電子化（PDF 化し、共用 DB に紐づけ） ※既に電子化しているデータ（S58～H26）を活用 ・窓口にて簡易な手続きによる閲覧・証明書の発行 ※将来的には Web 閲覧を目指すため、地図情報システム（GIS）導入。
(2) 申請	・紙による申請	・電子データによる Web 申請（共用 DB）
(3) 報告	・紙による報告	・電子データによる Web 報告（共用 DB）

【建築行政 DX の方向性】

- ・国土交通省が示している「建築確認電子申請システム等に係る共通化推進方針」の内容に沿うものとする。
- ・令和10年度から、建築確認申請及び指定確認審査機関からの確認審査報告のオンライン化を行えるよう準備を進める。
- ・建築計画概要書の閲覧については、国の動向を注視しながら、窓口での利便性向上を図るものとし、将来的にはオンライン化も視野に入れて検討を進めるものとする。
- ・その他の建築基準法に基づく行政手続きや関連する他法令の制度への対応については、国の動向に追従していくものとする。
- ・本業務は、市民サービスの向上及び窓口業務の効率化のために、建築行政共用データベースシステムに登録されたデータをもとに、地図情報システム（GIS）と連携活用した物件の検索・閲覧を目指すものである。

また、GIS 機能については、ICBA が追加機能として備えているものを活用することを原則とするが、当該性能及び経済性（イニシャルコスト(初期設定費用)及びランニングコスト（システム利用料、保守費等））を比較して、同等以上の場合は別の GIS を提案できるものとする。（自由提案）

共用データベース及び本市の提案範囲のイメージ

